

第1回 倉敷市下津井地区義務教育学校開校準備委員会

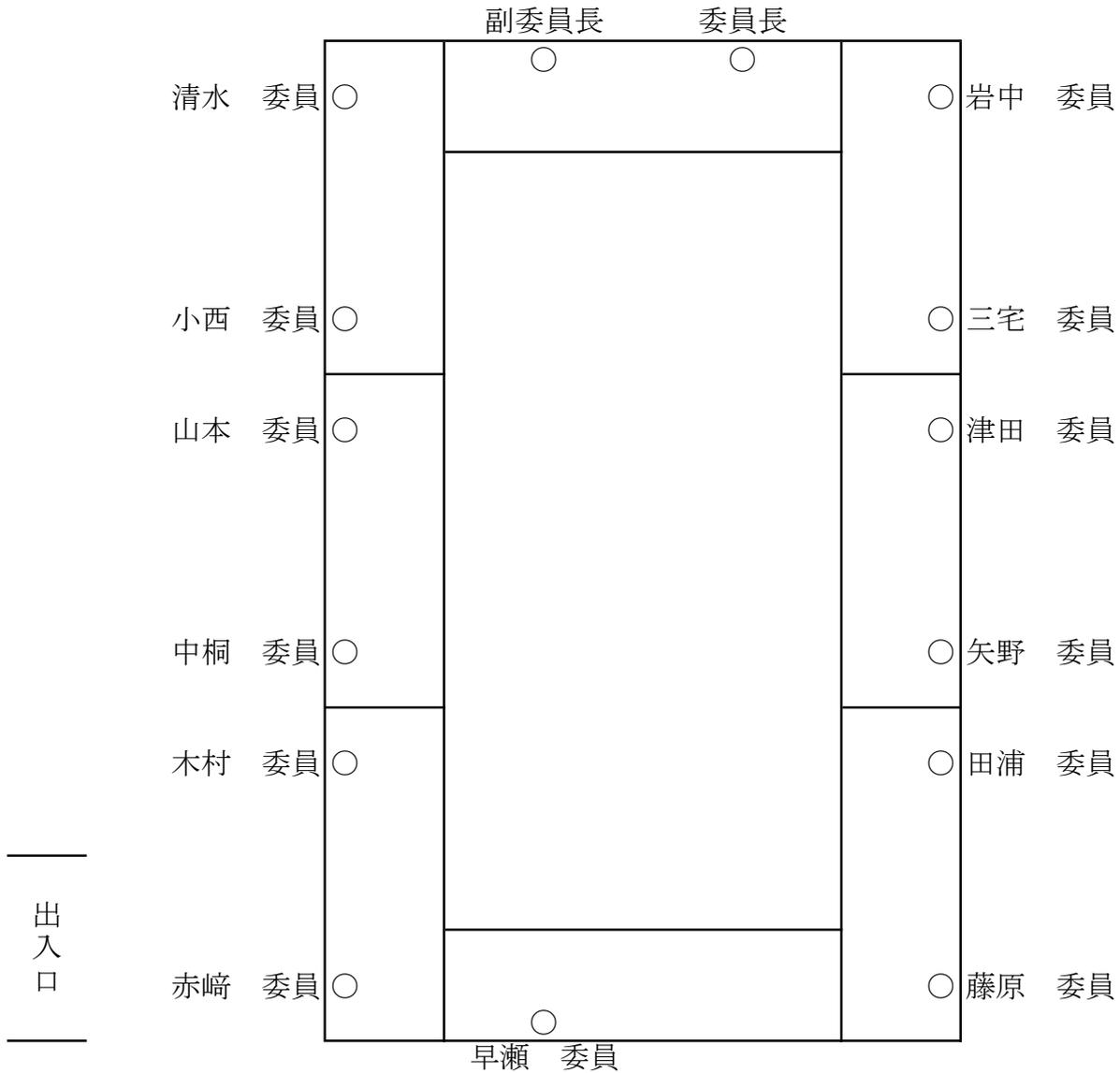
日 時 令和6年5月28日(火)
18時30分～
場 所 下津井公民館 大会議室

- 1 委嘱状の交付
- 2 開 会
- 3 教育長あいさつ
- 4 委員紹介(資料1)
- 5 事務局紹介
- 6 開校準備委員会の概要
 - (1) 役割(資料2)
 - (2) スケジュール(資料3)
- 7 委員長・副委員長選出
- 8 議 事
 - (1) 校名について(資料4～6)
 - (2) その他
- 9 その他
- 10 閉 会

第1回倉敷市下津井地区義務教育学校開校準備委員会 座席表

令和6年5月28日(火)

下津井公民館 大会議室



○ 加藤 副参事 <small>(学校適正配置推進室長)</small>	○ 石部 副参事 <small>(教育施設課長)</small>	○ 島田 参事	○ 仁科 教育長	○ 根岸 部長	○ 湯地 次長
○ 藤原 主事	○ 藤原 主任	○ 山下 室長補佐	○ 倉本 副参事 <small>(学事課長)</small>	○ 石岡 課長	○ 高木 課長
○ 教育委員会	○ 教育委員会	○ 教育委員会	○ 教育委員会	○ 学校教育部	○ 学校教育部
○ 学校適正配置推進室	○ 学校適正配置推進室	○ 学校適正配置推進室	○ 学校教育部 <small>(学事課長)</small>	○ 指導課	○ 保健体育課

第1回 倉敷市下津井地区義務教育学校開校準備委員会 資料一覧

資料1 倉敷市下津井地区義務教育学校開校準備委員会委員名簿 (p. 1)

資料2 倉敷市下津井地区義務教育学校開校準備委員会設置要綱 (p. 2-3)

資料3 開校準備委員会開催スケジュール (案) (p. 4)

資料4 校名候補の選定について (p. 5-7)

資料5 校名候補の選定方法について (p. 8)

資料6 校名候補の公募を行う場合に検討が必要な項目 (案) (p. 9-10)

(参考資料)

参考1 倉敷市立小中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針

参考2 義務教育学校に関する資料

倉敷市下津井地区義務教育学校開校準備委員会 委員名簿

	ふりがな 氏 名	役 職 名
1	あかざき てつや 赤崎 哲也	倉敷市立下津井中学校長
2	いわなか まさのり 岩中 正則	倉敷市立下津井東小学校区地域代表
3	きむら けいこ 木村 恵子	倉敷市立下津井西小学校長
4	こにし ゆき 小西 由紀	倉敷市立下津井東小学校 P T A 代表
5	しみず のりあき 清水 規彰	倉敷市立下津井中学校 P T A 代表
6	たうら ひろし 田浦 博	下津井義務教育学校（仮称）設立協議会代表
7	つだ りゅうしょう 津田 隆章	保育園・認定こども園代表 （社会福祉法人泉会理事長）
8	なかぎり ようこ 中桐 陽子	倉敷市立下津井東小学校長
9	はやせ とおる 早瀬 徹	倉敷市教育委員会教育次長
10	ふじわら ゆうすけ 藤原 祐輔	下津井義務教育学校（仮称）設立協議会代表
11	みやけ たけお 三宅 武夫	倉敷市立下津井西小学校区地域代表
12	やの じゅんいち 矢野 旬一	保育園・認定こども園代表 （社会福祉法人しおかぜ理事長）
13	やまもと りか 山本 理加	倉敷市立下津井西小学校 P T A 代表

(五十音順)

倉敷市下津井地区義務教育学校開校準備委員会設置要綱

(目的及び設置)

第 1 条 下津井東小学校、下津井西小学校及び下津井中学校（以下「小中学校」という。）を統合し、下津井地区に新設する義務教育学校（以下「義務教育学校」という。）の開校にあたり、保護者、地域及び学校関係者等から幅広く意見を聴取しながら準備を円滑に行うため、倉敷市下津井地区義務教育学校開校準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について、協議し、意見を述べるものとする。

- (1) 校名、校歌及び校章等に関する事項
- (2) 通学に関する事項
- (3) 制服及び体操服等に関する事項
- (4) P T A に関する事項
- (5) 地域連携に関する事項
- (6) その他開校準備に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱、又は任命する。

- (1) 小中学校 P T A の代表者
- (2) 保育園・認定こども園の代表者
- (3) 地域の代表者
- (4) 下津井義務教育学校（仮称）設立協議会の代表者
- (5) 小中学校の校長
- (6) 教育委員会教育次長
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

(報酬)

第 4 条 委員の報酬は、支給しないものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、その期間を延長することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により、これを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の定数の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて、委員以外の者に出席を要請し、意見を聴き又は、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が、委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

開校準備委員会開催スケジュール（案）

【令和 6 年度】

～4月 委員の選定

5月 第 1 回 委嘱状の交付、委員長・副委員長の選出、
開校準備委員会の概要、校名について

8月 第 2 回 校名候補の選定、
校歌、校章、制服・体操服について

11月 第 3 回 通学路、通学支援、制服・体操服について

2月～3月 第 4 回 校歌、P T A、学童保育について

【令和 7 年度】

5月 第 5 回 校歌、校章について

8月 第 6 回 校歌披露、P T Aについて

11月 第 7 回 記念行事について

2月～3月 第 8 回 内覧会について

校名候補の選定について

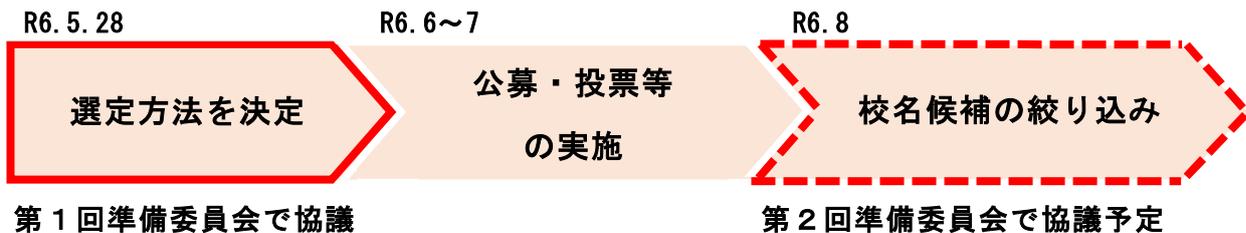
1 「校名」決定までの流れ

倉敷市教育委員会で校名案を決定したうえで、学校の名称等を定める「倉敷市立小学校及び中学校条例」の改正（倉敷市議会議決）により、校名が正式に決定となります。



2 「校名候補」選定の流れ

開校準備委員会では、校名候補の具体的な選定方法について決定し、その方法に基づいて校名候補を選定します。



3 義務教育学校の名称ルール

義務教育学校の名称については、国の通知により次のとおり示されています。

「義務教育学校」という名称は、法律上の学校の種類を表す名称であり、個別の学校の具体的な名称に「義務教育学校」と付さなければならないものではないこと。

小学校・中学校と同様に、公立学校であれば、設置条例で法律上の正式な名称（義務教育学校）を明らかにした上で学校管理規則等の教育委員会規則により、私立学校であれば寄付行為により、義務教育学校以外の個別の名称を用いることは可能であること。（平成27年7月30日付け文部科学省通知より）

4 岡山県内の義務教育学校の名称

自治体名	名称（開校時期）	統合前の学校
岡山市	<small>さんなんがくえん</small> 山南学園（R4.4～）	<small>さんなん</small> 山南中学校
		<small>あさひ</small> 朝日小学校
		<small>おおみや</small> 大宮小学校
		<small>こうじま</small> 幸島小学校
美咲町	<small>あさひがくえん</small> 旭学園（R5.4～）	<small>あさひ</small> 旭中学校
		<small>あさひ</small> 旭小学校
	<small>やなほらがくえん</small> 柵原学園（R6.4～）	<small>やなほら</small> 柵原中学校
<small>やなほらひがし</small> 柵原東小学校		
<small>やなほらにし</small> 柵原西小学校		
総社市	<small>しょうわいつつぼしがくえん</small> 昭和五つ星学園 <small>ぎむきょういっくがっこう</small> 義務教育学校 ※（R6.4～）	<small>しょうわ</small> 昭和中学校
		<small>しょうわ</small> 昭和小学校
		<small>いしん</small> 維新小学校
		<small>しょうわ</small> （昭和幼稚園）
		<small>いしん</small> （維新幼稚園）
高梁市	<small>うかんがくえん</small> 有漢学園（R7.4～（予定））	<small>うかん</small> 有漢中学校
		<small>うかんひがし</small> 有漢東小学校
浅口市	<small>よりしまがくえん</small> 寄島学園（R7.4～（予定））	<small>よりしま</small> 寄島中学校
		<small>よりしま</small> 寄島小学校

※ 五つ星学園は、平成26年度から幼小中一貫教育を進めている5校園（昭和幼稚園、維新幼稚園、昭和小学校、維新小学校、昭和中学校）の愛称

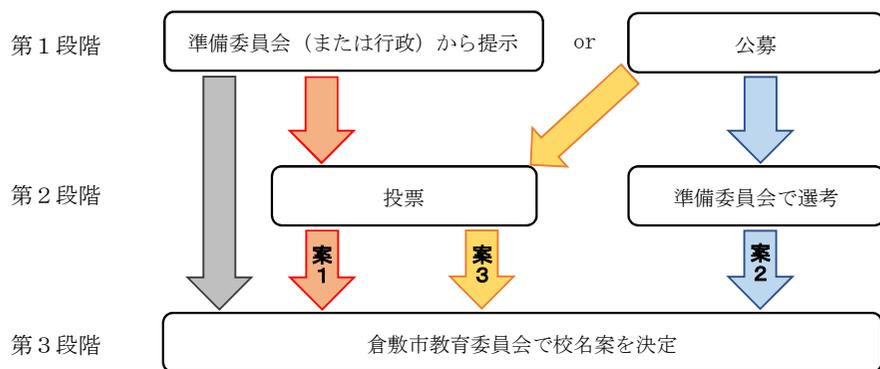
5 全国の義務教育学校の名称と事例

※令和5年5月1日時点

名称例	事例	採用校数
〇〇学園	岡山市立 ^{さんなん} 山南学園（岡山県）	105校
〇〇小中学校	姫路市立 ^{とよとみ} 豊富小中学校（兵庫県）	39校
〇〇義務教育学校	横浜市立 ^{にしかなざわ} 西金沢義務教育学校（神奈川県）	34校
〇〇学校	根室市立 ^{かいせい} 海星学校（北海道）	9校
〇〇学園義務教育学校	小美玉市立 ^{たまり} 玉里学園義務教育学校（茨城県）	8校
東原庁舎〇〇	多久市立 ^{とうげんしやうしや} 東原庁舎中央校（佐賀県）	3校
〇〇館	伊万里市立 ^{みなみはたきやうがつかん} 南波多郷学館（佐賀県）	2校
義務教育学校〇〇学園	須賀川市立義務教育学校 ^{いなだ} 稲田学園（福島県）	1校
〇〇学舎	南砺市立 ^{なんと} 南砺つばき学舎（富山県）	1校
〇〇小中一貫校	伊豆市立 ^と 土肥小中一貫校（静岡県）	1校
〇〇学園小中学校	加東市立 ^{とうじやう} 東条学園小中学校（兵庫県）	1校
義務教育学校〇〇学舎	高知市立義務教育学校 ^{とさやま} 土佐山学舎（高知県）	1校
学び舎〇〇	大熊町立 ^{まなや} 学び舎ゆめの森（福島県）	1校
〇〇学院	姫路市立 ^{しごう} 四郷学院（兵庫県）	1校
合計		207校

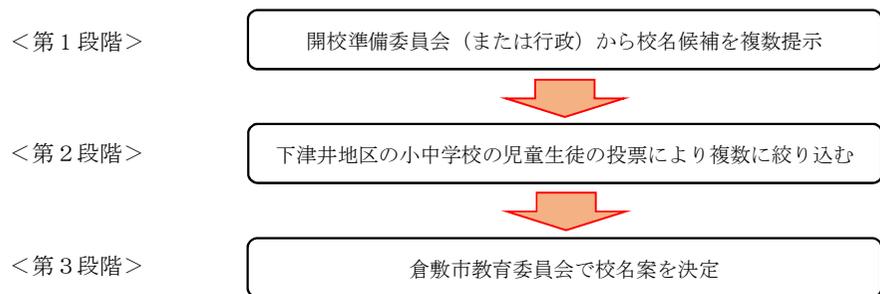
校名候補の選定方法について

1 選定方法のイメージ



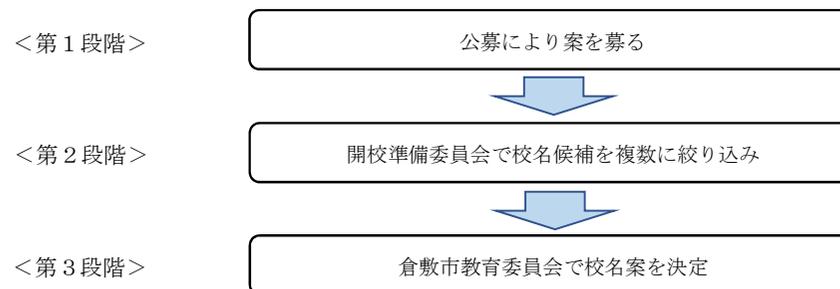
2 選定方法（案）

案1 開校準備委員（または行政）から校名候補を複数提示し、出された案の中から下津井地区の小中学校の児童生徒の投票により複数に絞り込む



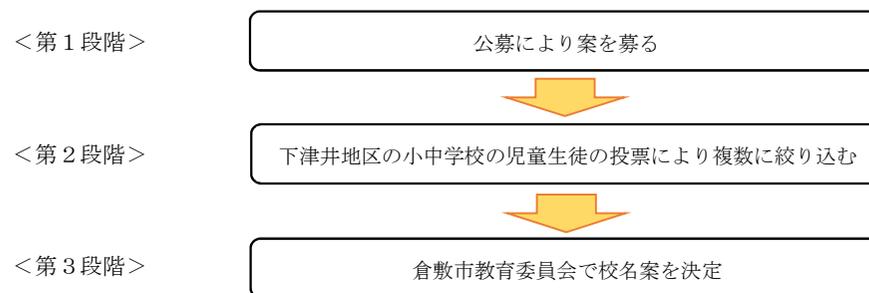
- メリット
 - ・候補が絞り込みやすい。
- デメリット
 - ・保護者や地域在住者等からの幅広い意見を直接得ることができない。

案2 公募により案を募り、出された案の中から開校準備委員会で校名候補を複数に絞り込む



- メリット
 - ・児童生徒や保護者、地域在住者等からの幅広い意見を得ることができる。
 - ・新設校の周知広報及び開校に向けた機運醸成に繋がる。
- デメリット
 - ・多数からの絞り込みが困難。

案3 公募により案を募り、出された案の中から下津井地区の小中学校の児童生徒の投票により校名候補を複数に絞り込む



- メリット
 - ・児童生徒や保護者、地域在住者等からの幅広い意見を得ることができる。
 - ・新設校の周知広報及び開校に向けた機運醸成に繋がる。
- デメリット
 - ・投票数が多いものが選ばれなかった場合の説明が難しい。

校名候補の公募を行う場合に検討が必要な項目（案）

1 応募（投票）資格

- (1) 下津井地区の小中学校の児童生徒
- (2) 下津井地区の小中学校の保護者
- (3) 下津井地区の小中学校の教職員
- (4) 下津井地区の在住者
- (5) 下津井地区の在勤者
- (6) 下津井地区の小中学校の卒業生
- (7) 下津井地区の出身者
- (8) 応募資格は定めない

2 公募（投票）期間

1か月程度（6月中～7月中の実施を想定）

3 応募（投票）に必要な事項

- (1) 校名
- (2) 校名に込めた思い
- (3) 校名を考えた理由
- (4) 氏名
- (5) 住所
- (6) 年齢
- (7) 電話番号
- (8) 応募資格の該当項目

※児童生徒は(1)～(4)と学年を記載

4 応募（投票）方法

- (1) 応募箱に投函
- (2) 郵送
- (3) F A X
- (4) 電子申請（倉敷市電子申請サービス）

（応募箱の設置予定場所）

下津井地区の小中学校、下津井公民館、
児島消防署下津井出張所

5 周知方法

- (1) 学校
- (2) 保護者連絡帳
- (3) 公民館・郵便局等に掲示
- (4) 倉敷市ホームページ
- (5) 回覧板

6 注意事項

- (1) 公募の際に収集した個人情報、校名の決定以外の目的には使用しません。
- (2) 決定した校名に関する権利は、倉敷市教育委員会に帰属します。
- (3) 応募は1人1点までとします。
- (4) 応募用紙の返却は行いません。
- (5) 公序良俗に反するものや、誹謗中傷するものは対象外とします。
- (6) 必要事項の記入漏れや、記載内容に不備がある場合は、対象外とする場合があります。
- (7) 採用にあたり、名称の一部を補正する場合があります。
- (8) 必ずしも応募数の多い校名が選定されるわけではありません。
- (9) 校名が採用された方への連絡や謝礼等はありません。
- (10) 漢字、ひらがな、カタカナのみ使用し、その他の文字（アルファベット、記号等）は使用しないでください。